

(別紙)

答申番号：答申第8号（諮問第8号）

答 申 書

第1 審査会の結論

沖縄市教育委員会教育長（以下「実施機関」という。）が、本件自己情報開示等請求に対し、下記第2の3（1）に掲げる保有個人情報について開示し、下記第2の3（2）に掲げる保有個人情報について不存在を理由に不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求の経緯

1 自己情報開示等請求

令和3年1月22日、審査請求人は、沖縄市個人情報保護法施行条例（令和5年沖縄市条例第6号）附則第2項の規定による廃止前の沖縄市個人情報保護条例（平成15年沖縄市条例第27号。以下「旧条例」という。）第16条及び第17条の規定により、実施機関に対し、審査請求人の子（以下「本児」という。）の法定代理人として、本児に関する自己情報開示等請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 請求に係る保有個人情報の内容

- ① 令和2年2月20日 ■■■■■・■■■提出 桑江朝千夫市長 比嘉良憲教育長宛要望書（以下「本件請求1」という。）
- ② 令和2年2月20日 ■■■■■提出文書（以下「本件請求2」という。）
- ③ 令和2年2月20日 ■■■・■■■提出 要望書の回答（以下「本件請求3」

という。)

- ④ 令和2年9月18日 ■■■■■・■■■提出 桑江朝千夫市長 比嘉良憲教育長宛要望書 (以下「本件請求4」という。)
- ⑤ 令和2年9月18日 ■■■■■提出文書 (以下「本件請求5」という。)
- ⑥ 令和2年9月18日 ■■■■■・■■■提出 要望書の回答 (以下「本件請求6」という。)
- ⑦ 令和2年9月23日 沖縄市長代理人弁護士 ■■■■■より郵送 ■■■■■・■■■■■宛 通知書 (以下「本件請求7」という。)
- ⑧ 令和2年12月24日 ■■■■■及び保護者より沖縄市教育委員会指導課宛 封筒返還要求通知書 (以下「本件請求8」という。)
- ⑨ ■■■■■診断書 (以下「本件請求9」という。)
- ⑩ 令和2年1月20日 教育委員会 学校 ■■■弁護士 ■■■■■保護者4者会談録音記録 (以下「本件請求10」という。)

3 実施機関の決定

実施機関は、本件請求に対し、次のとおり決定を行った。

- (1) 本件請求1、本件請求4、本件請求5、本件請求7、本件請求8及び本件請求9 令和3年2月5日付け、沖市教指第205001号、自己情報開示決定
- (2) 本件請求2、本件請求3、本件請求6及び本件請求10 令和3年2月5日付け、沖市教指第205002号、自己情報不開示決定 (以下「本件不開示決定処分」という。)

4 審査請求

令和3年5月6日、審査請求人は、本件不開示決定処分を不服として、旧条例第22条第1項の規定により審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨及び理由（原文のまま）

- (1) 令和2年2月20日■■■■提出文書についての不開示理由に不存在、文書受領の事実がない（読み上げて、不提出）とあることについて。

■■■■本人及び保護者は、令和2年2月20日に秘書課へ提出し、秘書課から教育委員会指導課係長に提出したと確認済み（複数回）であり、読み上げて、不提出などありえない。

- (2) 令和2年2月20日■■■■・■■提出要望書への回答についての不開示理由に、不存在、作成していない（口頭で回答）とあることについて。

回答当日、■■■■保護者は、決裁印を押され作成された文書を直接確認しており、■■■■・■■提出要望書への回答公文書は作成され存在します。

- (3) 令和2年9月18日■■■■・■■提出要望書の回答についての不開示理由に、不存在、作成していないとあることについて。

令和2年9月18日■■■■・■■提出要望書は、前回提出した要望書に対してほとんど回答がなかったことから前回同様、■■■■本人及び保護者が秘書課へ提出し、秘書課から教育委員会指導課係長へ提出（秘書課へ複数回確認済み）。

前回提出した要望書にもほとんど回答していない、今回提出の要望書には、收受印もないありえない状態である。現在も回答せず放置状態であり納得できない。

- (4) 令和2年1月20日教育委員会、学校、■■弁護士、■■■■保護者4者会録音記録の不開示理由に、不存在、ファイル破損により音声データを消去とあることについて。

弁護士立ち会いの場での、最も重要な会談であり音声データの消去はありえない、複数個録音機器があったと思う。

第4 実施機関の主張要旨

1 本件不開示決定処分理由について（要約）

本件不開示決定処分に係る保有個人情報については、それぞれ次の理由によりいずれも不存在のため、不開示としている。

- (1) 本件請求2 文書受領の事実がない。
- (2) 本件請求3 口頭で回答しており、作成していない。
- (3) 本件請求6 作成していない。
- (4) 本件請求10 ファイル破損により消去した。

2 弁明書の要旨（要約）

- (1) 本件請求2について、文書管理システム、PC及びサーバー内のデータ検索並びに書類の調査を行ったが、該当する文書は存在しなかった。また、本児が手紙を読み上げたのち、その手紙をしまつて帰宅したことがあるため、審査請求人の主張する本件請求2に係る文書とは、当該手紙のことを指していると思われる。
- (2) 本件請求3について、回答は口頭とするよう指示があったため回答文書を読み上げて口頭で回答し、当該文書は回答後に破棄している。なお、データ検索及び書類の調査を行ったが、当該文書の存在は確認できなかった。
- (3) 本件請求6は、本件請求4の要望書に対する回答書の開示請求であるが、本件請求4の要望書は審査請求人が本件請求1に対する回答に不服があるために、文言を変えて同様の内容で作成、提出したものであり、同じ回答を行う必要はないと判断したため該当する回答書は作成していない。
- (4) 本件請求10について、審査請求人の主張のとおり、令和2年1月20日に行われた話し合いをボイスレコーダーで録音していたが、録音した音声ファイルをサーバーにコピーする際に当該ファイルが破損してしまい、当該ファイルが開かなくなってしまったため消去した。使用したボイスレコーダーの確認並びにPC及びサーバーの検索を行ったが、本件請求10に係

る音声ファイルは存在しなかった。また、話し合いの参加者に確認したが、ボイスレコーダーが複数存在した事実はない。

第5 調査審議の経過

- 1 令和5年4月7日 審査庁から諮問書を収受
- 2 令和5年5月31日 調査審議（概要説明、事件整理）
- 3 令和5年7月3日 調査審議（答申案の検討）

第6 審査会の判断

1 はじめに

本件審査請求は、審査請求書別添1趣旨及び理由に記載されている内容及び審査請求書全体の記載から、本件不開示決定処分について該当する公文書が存在しないことを不服として本件不開示決定処分を取消し、開示することを求めているものと解せられる。

これに対し実施機関は、本件不開示決定処分を妥当としていることから、以下検討する。

2 開示請求権について

旧条例第12条は「何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示（以下単に「開示」という。）を請求することができる」と規定している。また、旧条例第2条第10号は、保有個人情報を「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、公文書（沖縄市情報公開条例（平成13年沖縄市条例第18号）第2条第1号の公文書をいう。以下同じ。）に記録されるものに限る。」と定義している。

3 実施機関による公文書の保有について

- (1) 本件請求2について、審査請求人は沖縄市役所秘書広報課へ直接本件請求2に係る文書を提出し、沖縄市役所秘書広報課から実施機関へ当該文書が提出されたことを複数回確認したと主張するのに対し、実施機関は文書受領の事実がないため不存在であると主張しており、当該文書の提出及び受領の有無については争いがあるが、いずれにしても、本件請求時点において実施機関はデータ検索及び書類調査を行っているが、当該文書の存在は確認できないことから、本件請求の時点において実施機関は当該文書を保有していない。
- (2) 本件請求3について、審査請求人は回答当日に本件請求3に係る文書について存在を目視で確認している旨主張し、実施機関は文書を口頭で読み上げて回答を行った旨主張しているため、回答当日時点において当該文書が存在したことについて両者の主張に争いはない。しかしながら、実施機関は回答後に当該文書を破棄したとしており、また、本件請求時点において実施機関はデータ検索及び書類調査を行っているが、当該文書の存在は確認できないことから、本件請求の時点において実施機関は当該文書を保有していない。
- (3) 本件請求6について、審査請求人は「現在も回答せず放置状態である」と主張しており、実施機関は「同じような回答を再度行う必要はないと判断したことから、回答文書は不存在」と主張していることから、本件請求6に係る文書が存在しないことについて両者の主張に争いはない。
- (4) 本件請求10について、令和2年1月20日に行われた話合いの内容をボイスレコーダーで録音していたことについて、両者の主張に争いはない。しかしながら、実施機関は係る録音データをファイルが破損したことを理由に、その後消去したと主張している。この点、当該録音データが不存在であることを覆すだけの証拠は示されていないことから、本件請求の時点において実施機関は当該録音データを保有していない。

(5) 以上のとおり、実施機関は本件不開示決定処分に係る公文書を本件請求があった時点で保有していると認められる事情等は見当たらない。

4 文書の作成又は保管について

審査請求人は、本件不開示決定処分に係る公文書が実施機関において作成又は保管されていないこと自体がおかしい旨主張するが、当該公文書の作成又は保管を義務付ける法令及び条例等の規定はなく、また、そのことをもって本件不開示決定に係る公文書の存在を認めることはできない。

5 結論

以上のことから、実施機関が本件不開示決定処分に係る公文書を保有しているとは認められないことから、本件審査請求に対し保有個人情報が不存在であることを理由に不開示と決定したことは妥当である。

したがって、当審査会は「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第7 付言

実施機関の説明によれば、市民からの要望書に対する回答書を一度作成し、口頭での回答に使用した後、保管せずに破棄したとのことである。また、弁護士を交えた話し合いの内容を録音したファイルも破損したことを理由に消去し、特段、別の記録も残していないとのことである。

沖縄市教育委員会文書取扱規程の規定により準用する沖縄市文書取扱規程には、公文書の作成義務に関する規定をおいておらず、国の行政機関に適用される公文書等の管理に関する法律に類似する規程も存在しない。しかしながら、公正かつ民主的な市政の発展のため、市民には、知る権利の実効化という観点から、市の保有する情報の公開を請求する権利が保障されており、同時に、市には説明責任が課されている。公文書の作成は、情報公開制度における行政の説明責任を果たすうえで大前提となるものであり、本件のように、将来の紛争に発展することが明らかに予見される場合において、実施機

関はその事務事業の経緯や意思決定に至る過程及び実績について、事後的に検証することができるよう文書を作成し、適正に管理しなければならないものであると解される。また、個人情報保護制度に基づく開示請求等においても同様に、請求の対象となる公文書が存在しないとなると、開示請求者においては自己に関する情報をどのように実施機関が保有しているのか、また、自己に関する処遇等がどのように意思決定なされたのか、その事実の把握が困難となる。更に、実施機関においても説明責任を果たす上での信頼性・透明性が確保できない結果に繋がるものとなる。したがって、個人情報保護制度に基づく開示請求等においても、その前提として、文書を作成し、適正に管理しなければならないものであると解される。

特に教育現場においては、当初、比較的軽微な事案と思われた児童生徒や保護者とのやり取りが禍根となり、その後の問題解決が容易でなくなることがあり得ること等を考慮すると、事案の適切な対処のために文書を作成・共有し、適正に管理することが重要であると思われる。無論、事案の初期においてこれらを判断するのは容易ではないが、本件のように、既に学校や教育委員会と保護者の間で解決に至っていない事案となっているにも関わらず、一度作成した対外的文書を保管せず破棄し、また、弁護士を交えた重要ともいえる話合いの記録を音声ファイルの破損により消去したのみで、別に記録を残すなどの措置も行わなかったことは、公文書の作成及び管理においてずさんであると言わざるを得ない。

たしかに、公文書の作成等の義務が法令等で定められていない場合、公文書の作成等をするか否かは、実施機関の裁量に委ねられていると解される。しかしながら、他方で、情報公開制度及び個人情報保護制度に基づく開示請求等においては、上述のように、公文書を作成し、適正に管理することが、その制度趣旨を実現するために必須のものとなる。したがって、実施機関における公文書の作成等をするか否かの判断については、より市民の権利利益

の実現に即した判断を行うとともに、市民の理解と信頼を深められるよう努める必要があると考える。

当審査会としては、沖縄市教育委員会文書取扱規程の規定により準用する沖縄市文書取扱規程に基づく取扱いを遵守することは勿論、公文書の作成等に関する基準を定めた規程等についても整備するなど、公文書の作成に始まり、管理、保存、廃棄といった一連の適正な取扱いを確保するよう要望する。

令和5年7月19日

沖縄市情報公開・個人情報保護審査会 第二部会

部会長 柴 田 優 人

委員 佐渡山 美智子

委員 平 田 達 彦